

令和8年度

札幌市

保育士修学資金貸付

申込みのしおり

社会福祉法人 札幌市社会福祉協議会

## 目 次

1	制度概要	2
2	申込みについて	3
3	貸付決定・交付について	5
4	修学資金に関する手続一覧	6
5	注意事項	8
6	返還免除対象となる保育所等一覧	9
7	各種様式（様式第1号～第25号）	10

※様式は、片面で複写したものを使用してください。  
（本会、ホームページからもダウンロードができます）



←こちらから各様式の出力が可能です。

## 1 制度概要

### (1) 趣旨

指定保育士養成施設(以下、養成施設という)に在学中又は新年度から入学予定(高等学校在学中)の者に対し、修学資金や卒業時の就職準備金の貸付を行うことで、養成施設への入学やその後の就職を容易にし、札幌市内における保育士の養成・人材確保を図ることを目的とする。

### (2) 貸付内容

貸付額 (単位：千円)	修学資金	月額 50,000 円以内(総額 120 万円以内)
	入学・就職準備金	各 200,000 円以内 ※詳細は P4 (6)
貸付期間	2 年間を限度とする	
利子	無利子	
交付	分割交付：6 か月ごと ① 4 月交付(4～9 月) ② 10 月交付(10～3 月)	

### (3) 返還免除

養成施設を卒業した日から 1 年以内に保育士登録を行い、札幌市内(以下、「市内」という)の指定施設(以下、「保育所等」という)において、週 20 時間以上勤務で 5 年間(中高年離職者(※)の場合は 3 年間)継続して保育の業務に従事した場合。

※中高年離職者・・・養成施設入学時点で 45 歳以上、かつ離職して 2 年以内。

### (4) 返還猶予

(返還免除を受けるまでの間、次に該当する場合は返還の猶予が可能)

- ① 養成施設卒業後、1 年以内に保育士登録を行い、市内の保育所等において保育の業務に従事しているとき。
- ② 修学資金の貸付期間終了後も、引き続き当該養成施設に在学しているとき。  
(正規の修学期間を限度とする。)
- ③ 災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由により返還の債務が履行できないと認められるとき。(2 年を限度とする。)

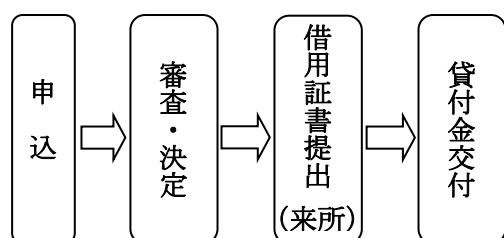
### (5) 返還

返還期間	4 年以内(貸付期間の 2 倍に相当する期間)
返還方法	月賦・半年賦・一括の均等払い(繰上返還も可)
延滞利子	返還期間内に返還されない場合は、遅延日数に応じ、延滞元金に対し年 3%の延滞利子を徴収

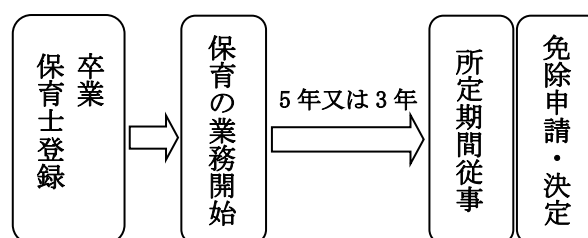
### (6) 申込み及び貸付決定

在学する養成施設の長、もしくは高等学校長から推薦を受けられた者のみ、養成施設又は高等学校を經由して、札幌市社会福祉協議会(以下、市社協という)に貸付を申込みことができる。市社協は申込内容を審査し、貸付の可否を決定。

【申込から貸付金交付までの流れ】



【卒業後～返還免除までの流れ】



## 2 申込みについて

(1) 申込者の要件（次の要件をすべて満たしていること）

- ① 市内及び札幌市に隣接する市町村に所在地のある養成施設又は当該養成施設がその他の施設と連携した通信教育等に在学している、もしくは高等学校在学中で新年度から入学を予定している者。
- ② 学業優秀である者。（高等学校又は専修学校高等課程の1年から申し込み時までの成績平均値が概ね3.5以上を目安とし、養成施設の長、もしくは高等学校長から推薦を受けた者。）
- ③ 家庭の経済状況等から、真に本修学資金の貸付が必要と認められる者。（※）
- ④ 他の都道府県等が実施する保育士修学資金を借受けていない者。
- ⑤ 養成施設の合格通知書が届いた者。（高等学校在学中）
- ⑥ 卒業後、5年以上（中高年離職者の場合は3年以上）市内の保育所等で保育の業務に従事する意思を有する者。
- ⑦ 本会が実施する各種貸付資金において、滞納のない者。

（※）対象となる世帯の家計基準

世帯人数	給与所得者	給与所得以外
3人以下	797万円	389万円
4人	853万円	445万円
5人	1,136万円	728万円

給与所得者の場合・・・所得証明書等における収入金額（控除前）

給与所得以外の場合・・・所得証明書などにおける所得金額

（独立行政法人日本学生支援機構における第一種奨学金の基準に準拠）

(2) 中高年離職者の要件

申込者が養成施設入学時点において45歳以上、かつ離職して2年以内の場合

（注）貸付決定後に中高年離職者の申告はできません。

(3) 未成年者（18歳未満）

申込者が未成年者の場合、貸付申込みに関して親権者（法定代理人）の同意と署名捺印が必要。（様式第1号-1、1号-3に記入）

## (4) 連帯保証人の要件

【申込者が20歳未満の場合】

- ① 申込者の父母または法定代理人で所得税が課税されていること。
- ② 他の都道府県等が実施する同資金の連帯保証人になっていないこと。

【申込者が20歳以上の場合】

- ① 自ら独立した生計を営む別住所の成年者で所得税が課税されていること。
- ② 他の都道府県等が実施する同資金の連帯保証人になっていないこと。

## (5) 申込方法

- ① 貸付申請書は、市社協ホームページから入手。(最新版を利用)
- ② 必要書類を、定められた期日までに養成施設又は高等学校に提出。
- ③ 養成施設、高等学校は申請書類に推薦書を添付し市社協に提出。  
※養成施設への書類提出期限は、各養成施設に問い合わせること。  
※提出期限までに必要書類がすべて揃わない場合は受理されません。  
※高等学校は締切り日までに市社協に届くよう提出してください。

## (6) 入学準備金及び就職準備金の申込みについて

- ① 入学準備金、就職準備金のみでの申込みは不可。
- ② 入学準備金は入学年次に、修学資金とあわせて申込み可能。
- ③ 入学準備金は申請した用途以外には使用しないこと。
- ④ 就職準備金は卒業年次に、養成校に必要な書類を提出。

## (7) 貸付申請書類等の提出記入上の注意

- ① 訂正の際、修正液等の使用は不可。訂正箇所を二重線で消し、訂正印を押し書き直すこと。
- ② 事実と異なる記入や記入漏れがあった場合、貸付の決定はできません。
- ③ それぞれ借入申込者・連帯保証人・親権者(法定代理人)ご自身による署名押印をお願いします。(同一者記入は認められません。)
- ④ 印が重なると無効になるため、押印には注意すること。
- ⑤ 実印を押すこと。(申請者が実印登録していない場合は、登録予定の印)
- ⑥ 数字表記は、算用数字(アラビア数字)で記入すること。
- ⑦ 西暦で記入すること。

## (8) 住民票について

- ① 発行後3か月以内のもの。
- ② 申請書に記入した現住所の住民票であること。  
※現住所が住民票と異なる場合はご相談ください。
- ③ 省略がなく、全て記載されているもの。  
※マイナンバー(個人番号と住民票コード)の記載は不要。

### 3 貸付決定・交付について

#### (1) 借用証書の取り交わし

貸付を決定した場合は、借受人及び連帯保証人が市社協に来所し、手続きを行う。(平日 10:00~16:00、40~60 分程度を予定)

#### (2) 交付方法

- ① 年 2 回の分割交付。(4 月、10 月)
- ② 初回は借用証書取り交わし後の送金となり、2 回目以降は在学の確認(在学証明書の提出)を行ったうえで送金。

4 修学資金に関する手続一覧 ※様式は必ず原本を提出してください。

区分	事項	提出書類	様式
養成施設に在学中・入学予定	貸付申請時	<b>1 申込者</b> ①保育士修学資金貸付申請書 ②同意書 ③養成施設の長、もしくは高等学校長の推薦書 ④高等学校在学中は、養成施設の合格通知書の写し ⑤住民票 ・世帯全員分（マイナンバー以外全て記載） ・発行後3か月以内のもの ⑥所得を証明する書類 （申込者と同一住所、同一生計で所得があるもの全員分） ・源泉徴収票 ※源泉徴収票のない方はご相談ください。 ⑦中高年離職者の場合は、離職して2年以内であることを証明する書類をいずれか一つ ・雇用被保険者離職証明書 ・離職先の会社等による離職証明書  <b>2 連帯保証人</b> ①住民票（発行後3か月以内で、申請書に記入した現住所の住民票でマイナンバー以外全て記載されているもの） ②所得税の課税を証明する書類 ・源泉徴収票 ※源泉徴収票のない方は課税が確認できる書類。 ※申込者が20歳未満で、連帯保証人が同一世帯の父母等の場合は2-①は不要、2-②は1-⑥で課税が確認できていれば不要。	第1号 第2号 第3号 — — — — — —
	貸付決定を受けた時	①誓約書 ②振込口座届出書 ③借用証書	第4号 第5号 第6号
	貸付を辞退する時	①辞退届	第7号
	在学中に定期的に提出	①就学確認書 ②在学証明書：年2回	第8号 —
	休学（復学）した時	①休学・復学・退学届	第9号
	退学した時	①休学・復学・退学届 ②返還協議書	第9号 第10号
	停学の処分を受けた時	①停学・退学処分届	第11号
	退学の処分を受けた時	①返還協議書 ②休学・復学・退学届	第10号 第11号
	貸付期間解除後、又は貸付期間終了後も引き続き養成施設等に在学している時	①修学資金返還猶予申請書 ②在学証明書	第12号 —
	就職準備金を申し込む場合	①就職準備金貸付申請書 ②卒業見込証明書等	第13号 —
卒業した時（いずれか一点）	①卒業（修了）届 ②卒業証書または養成施設を修了したことが確認できる書類の写し	第14号 —	

区分	事項	提出書類	様式
卒業後・就業後 (修学資金等の貸付が完了した者)	保育士登録をした時	①資格登録届 ②保育士証の写し	第15号 —
	保育士業務に従事した時	①業務開始届 (卒業後最初の従事先のみ) ②雇用契約書の写し	第16号
	卒業後1年以内に保育士の登録をしなかった時、若しくは免除対象となる業務 (以下「免除対象業務という。」) に従事しなかった時	①返還協議書	第10号
	保育士登録を行った者が免除対象業務に従事することができなかつた場合で、卒業後2年以内に免除対象業務に従事する意思がある時	①修学資金返還猶予申請書	第12号
	業務従事中に定期的に提出	①在職証明書 (4月) ②就業確認書 (10月)	— 第17号
	引き続き5年 (中高年は3年) 間免除対象業務に従事し、返還の免除を希望する時	①修学資金返還債務免除申請書 ②業務従事期間証明書	第18号 第19号
	上記以外で、2年以上免除対象業務に従事し、返還の一部免除を希望する時 ※自己都合による離職等は、原則、免除不可。	①修学資金返還債務免除申請書 ②返還協議書 ③業務廃止届 ④業務従事期間証明書 ※診断書等の添付	第18号 第10号 第20号 第19号
	修学資金の返還債務の免除を受ける前に免除対象業務に従事しなくなった時	①業務廃止届 ②返還協議書 ③業務従事期間証明書	第20号 第10号 第19号
	返還債務の免除を申請せず返還を希望する時	①返還協議書	第10号
	転職や異動等により、免除対象業務の施設等を変更した時	①業務従事施設等変更届 ②業務従事期間証明書 (前職のもの) ③転職 (異動) 先の雇用契約書等の写し	第21号 第19号 —
その他	死亡または障害、行方不明等により修学資金を返還することができなくなったとき	①死亡・行方不明等届 ②死亡届または住民票除票を添付	第22号 —
	住所または氏名を変更した時	①住所・氏名等変更届 ②転居の場合は住民票、氏名変更の場合は戸籍抄本を添付	第23号 —
	連帯保証人を変更したい時	①連帯保証人変更届 ②連帯保証人の住民票・印鑑証明書・所得を証明する書類	第24号 —
	連帯保証人の住所または氏名等に変更がある時	①連帯保証人住所・氏名等変更届 ②転居の場合は住民票、氏名変更の場合は戸籍抄本を添付	第25号 —

※住所や氏名を変更した場合は、速やかに市社協まで連絡し、住所・氏名変更届及び変更の事実が確認できる資料を提出してください。特に、貸付中は修学資金の振込みができなくなる可能性があります。

## 5 注意事項

### (1) 決定番号について

市社協では貸付決定時に付した決定番号により、個人の貸付金の状況を管理するため、免除又は返還の終了まで忘れないこと。

### (2) 転職について

別の免除対象保育所等に転職する場合、引き続き返還免除の期間として算入するためには、原則として前の保育所等の退職日翌月から3か月に復職すること。

《例》 2026年8月15日付で退職した場合、2026年11月30日までに復職

※転職に要した期間は、業務従事期間として算入不可。

### (3) 就業後の返還の猶予について

就業してから出産休暇・育児休業など、就業先の規程により休職等する場合は、必ず事前に市社協まで連絡すること。(ただし、その間は業務従事期間として算入不可。)

※休業証明書等の提出が必要

※休職せず退職する場合、返還となる場合があるため、当会まで連絡すること。

## 6 返還免除対象となる保育所等一覧

◆保育の業務に週 20 時間以上勤務で 5 年間（中・高年離職者は 3 年）継続して従事

施設・事業の根拠	対象となる施設・事業
—	国立児童自立支援施設等（国立高度専門医療研究センター、肢体不自由児施設「整肢療護園」、重症心身障害児施設「むらさき愛育園」を含む）
児童福祉法	児童発達支援を行う施設等（児童発達支援センターその他の厚生労働省令で定める施設）、放課後等デイサービスを行う施設等、助産施設、乳児院、母子生活支援施設、保育所、幼保連携型認定こども園、児童厚生施設、児童養護施設、障害児入所施設、情緒障害児短期治療施設、児童自立支援施設、児童家庭支援センター、児童相談所に設けられた児童の一時保護施設、指定保育士養成施設、家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業、病児保育事業、放課後児童健全育成事業、一時預かり事業、認可外保育施設（届出を行った施設、事業所内保育施設設置・運営等支援助成金の助成を受けている施設、病院内保育所運営事業の助成を受けている施設、国、都道府県または市町村が設置する施設）、企業主導型保育事業
学校教育法	幼稚園のうち、教育時間の終了後等に行う教育活動（預かり保育）を常時実施している施設（※）、認定こども園への移行を予定している施設
就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律	認定こども園
子ども・子育て支援法	離島その他の地域において特例保育を実施する施設

（※）札幌市一時預かり事業の対象園として認定を受けている施設

保育士修学資金貸付申請書

養成施設				学科・課程・学年			
入学(予定)年月		年 月		養成施設の卒業(予定)年月		年 月	
申込者	フリガナ				性別	<input type="checkbox"/> 中高年離職者	
	氏名				男・女		
	住所	〒 _____					
	電話(自宅)			携帯電話			
	メールアドレス						
	生年月日	(西暦) 年 月 日 ( 歳)			高校名		
(申込者が18歳未満の場合は記載が必要) 親権者・法定代理人	フリガナ				申込者との関係(続柄)		
	氏名						
	住所	〒 _____					
	電話(自宅)			携帯電話			
	生年月日	(西暦) 年 月 日 ( 歳)					
	職業						
連帯保証人	フリガナ						
	氏名						
	住所	〒 _____					
	電話(自宅)			携帯電話			
	生年月日	(西暦) 年 月 日 ( 歳)					
	申込者との関係(続柄)						
	勤務先	(名称) _____ (住所) 〒 _____			(電話) _____		
	職業			年収	円		

※申込者・連帯保証人は貸付決定後、借用書の取り交しのため、市社協への来所が必要です。

申込者氏名 ( )

①修学費用（自己負担額）

修学費用	修学期間	年 月 ～ 年 月 ( か月)	
	入学金(初年度)	円	実習費 円
	授業料	円	その他 円
	教材費等	円	円
	施設費等	円	円
		合計	円

※他制度を利用し免除や減額(予定も含む)がある場合、必ず適用後の自己負担額を記入

②借入希望額

借入希望	借入期間	年 月 ～ 年 月 ( か月)	
	借入金額	修学資金	円 (月額 円)
		入学準備金(※)	円 (200,000円以内)
		合計	円

※借入金額は、1,000円未満は切り捨てて記入

③入学準備金(※)の内訳

経費の内訳	金額
	円
	円
	円
合計	円

※合計金額が20万円以上になった場合でも借入金額は20万円以内

※入学年次のみ申し込みができる

④他の奨学金の借入・給付状況

他の奨学金	借入型	名称	
		借入状況	借入中 ・ 申請中
		借入合計額(予定)	円
	給付型	名称	
		給付状況	受給中 ・ 申請中
		給付合計額(予定)	円

様式第1号-3

生計を一にする家族の状況	家族の住所		〒 _____					
	家族の連絡先		父 ( ) 母 ( ) その他 ( ) ( ) ( )					
	氏名		続柄	生年月日	年齢	職業・学校名	同/別	前年の収入額※
	1		本人	年				円
				月 日				
	2			年				円
				月 日				
	3			年				円
				月 日				
	4			年				円
			月 日					
5			年				円	
			月 日					
6			年				円	
			月 日					
						合計	円	
本貸付が必要な理由 (家族の経済状況等)					生活保護	有 ・ 無		

※所得証明書等における収入金額（控除前）を記入

年 月 日

社会福祉法人 札幌市社会福祉協議会会長 様

上記のとおり申込みます。

申込者氏名 \_\_\_\_\_ (印)

(申込者が18歳未満の場合、親権者または法定代理人の同意が必要となります。)

上記の申込みについて、同意します。

親権者または法定代理人氏名 \_\_\_\_\_ (印)

親権者または法定代理人氏名 \_\_\_\_\_ (印)

上記の申込みにより修学資金の貸付を受けたときは、その返還について、連帯して債務を負担することを誓約します。

連帯保証人氏名 \_\_\_\_\_ (印)

# 札幌市保育士修学資金等貸付事業に係る 同意書

- 1 私は、貴社会福祉協議会における個人情報の取扱いについて、理解しました。
- 2 私は、札幌市保育士修学資金等貸付事業の貸付相談において提供した個人情報について、必要な支援を受けるため、全国の社会福祉協議会、札幌市をはじめとする行政機関（福祉事務所を含む）、民生委員、関係機関等に対し、提供することに同意します。

**【個人情報の内容】**

- ・氏名、性別、年齢、住所、電話番号、家族関係等個人の属性に関わる基本的情報
- ・健康状態、疾病、障害、介護等健康に関する情報
- ・就労、通学、通所状況に関する情報
- ・収入(課税状況など)、資産、債務等経済的状況
- ・福祉制度利用状況(生活保護の受給等)
- ・その他、生活歴や過去の経験、抱えている課題等、相談業務において知り得た情報

- 3 私は、札幌市保育士修学資金等貸付事業の利用に伴い、申請書などの提出書類に記載した個人情報について、貴社会福祉協議会の規程に基づいて取扱われることに同意します。
- 4 私及び私の世帯の者は、暴力団員ではありません。また、借入期間中においても暴力団員にはなりません。私は、貴社会福祉協議会が必要に応じ官公署等から私または私の世帯員に係る暴力団員該当性情報の提供を求めることに同意します。  
(暴力団員とは、「暴力団員による不当な行為の防止に関する法律」(平成3年法律第77号)第2条第2項にある「その団体の構成員(その団体の構成団体の構成員を含む)が集団的にまたは常習的に暴力的不当行為を行うことを助長するおそれがある団体」を指します。)

社会福祉法人 札幌市社会福祉協議会会長 様  
札幌市長 様

年 月 日

申込者氏名 \_\_\_\_\_ (印)

連帯保証人氏名 \_\_\_\_\_ (印)

## 札幌市保育士修学資金等貸付事業の 申込・利用に係る個人情報の取り扱いについて

- 本貸付は、新たに保育士として稼働をすることが出来る方、また潜在保育士の稼働を可能とすることを目的に、低所得者等の方々へ資金をお貸しいたします。なお、目的を達成するために下記に記載している行政関係機関と適切な連絡調整を行うため、また制度要綱に沿った適正な事業を行うため、お預かりいたしました個人情報を行政関係機関と共有する場合があります。
- お預かりいたしました個人情報の共有に際しては、個人情報保護法及び個人情報保護規程に基づき適正かつ厳正に管理いたします。

### 【札幌市社会福祉協議会 個人情報保護規程（抜粋）】

#### （目的）

**第1条** この規程は、個人情報が個人の人格尊重の理念のもとに慎重に取り扱われるべきものであることにかんがみ、社会福祉法人札幌市社会福祉協議会（以下「本会」という。）が保有する個人情報の適正な取扱いの確保に関し必要な事項を定めることにより、本会の事業の適正かつ円滑な運営を図りつつ、個人の権利利益を保護することを目的とする。

（後略）

#### （定義）

**第2条** この規程における用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 個人情報 生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述又は個人別に付された番号、記号その他の符号により当該個人を識別できるもの（当該情報のみでは識別できないが、他の情報と容易に照合することができ、それにより当該個人を識別できることとなるものを含む。）をいう。

（中略）

- (3) 個人データ 個人情報データベース等を構成する個人情報をいう。

（後略）

#### （利用目的外の利用の制限）

**第6条** 本会は、あらかじめ本人の同意を得ることなく特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて個人情報を取り扱わないものとする。

（中略）

3 次の各号のいずれかに該当する場合には、あらかじめ本人の同意を得ないで特定された利用目的の範囲を超えて個人情報を取り扱うことができるものとする。

- (1) 法令に基づく場合  
 (2) 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であつて、本人の同意を得ることが困難であるとき。  
 (3) 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であつて、本人の同意を得ることが困難であるとき。  
 (4) 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であつて、本人の同意を得ることにより、当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

（後略）

#### （取得の制限）

**第7条** 本会は、個人情報を取得するときは、利用目的を明示するとともに、適法かつ適正な方法で行うものとする。

（中略）

3 本会は、原則として本人から個人情報を取得するものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

- (1) 本人の同意があるとき。

（後略）

#### （個人データの第三者提供）

**第10条** 本会は、次に掲げる場合を除くほか、あらかじめ本人の同意を得ないで、個人データを第三者に提供しないものとする。

- (1) 法令に基づく場合  
 (2) 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であつて、本人の同意を得ることが困難であるとき  
 (3) 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であつて、本人の同意を得ることが困難であるとき  
 (4) 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であつて、本人の同意を得ることにより、当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

（以下、後略）

推 薦 書

年 月 日

社会福祉法人 札幌市社会福祉協議会会長 様

(養成施設・高等学校)

所在地 〒

名称

長の職名及び氏名

印

下記の者は、保育士修学資金の貸付を受ける者として、成績及び経済状況等が適格であると認められるので推薦いたします。

養成施設・ 高等学校名		申込者氏名	
(推薦理由)			

誓 約 書

年 月 日

社会福祉法人 札幌市社会福祉協議会会長 様

私は、社会福祉法人札幌市社会福祉協議会 保育士修学資金等貸付規程を守り、養成施設を卒業後、市内において同規程第10条第1項に規定する施設において児童の保護等に従事することを誓います。

なお、修学資金を返還する場合には、返還期限までに確実に返還します。

決定番号

住 所

氏 名



私は、修学資金について、返還債務を本人と連帯して負担します。

住 所

連帯保証人 氏 名

続 柄

電話番号



# 振込口座届出書

年 月 日

社会福祉法人 札幌市社会福祉協議会会長 様

決定番号

住 所

氏 名

電 話



保育士修学資金の貸付金について、下記の口座に振り込んでください。

届出区分
新規・変更

振込先口座	金融機関名	銀 行 信用金庫								本店 支店
	金融機関コード					支店コード				
	預金口座 番号に○を付けてください	1 普通	口座番号							
		2 当座								
口座名義	フリガナ									
	氏 名	(姓)				(名)				

- ※口座番号は、右詰で記入すること
- ※振込口座は、就学生本人名義に限る
- ※口座名義、口座番号確認のため、通帳の写しを添付

借 用 証 書

借用金額	金	円
------	---	---

(収入印紙貼付)
契約金額が
1万円超 10万円以下のもの 200円
10万円超 50万円以下のもの 400円
50万円超 100万円以下のもの 1000円
100万円超 500万円以下のもの 2,000円



当該債務における返済の極度額は、元本の金額に加え、返済が延滞した場合に発生する利息額を含めた金額となります。

私は、上記のとおり保育士修学資金を借用しました。この資金は、社会福祉法人札幌市社会福祉協議会保育士修学資金等貸付規程に従い返還します。

年 月 日

社会福祉法人 札幌市社会福祉協議会会長 様

決定番号  
住 所  
氏 名



私は、借受人と連帯して、返還債務を負担します。

連帯保証人 住 所  
氏 名



(注)連帯保証人の印鑑証明書を添付すること

**(確認事項)**

借受人及び連帯保証人は次の事項を確認し厳守してください。

- 1 借受人、連帯保証人に次の事項が生じたときは、遅滞なく市社協に届け出ること。
  - (1) 住所を変更したとき
  - (2) 改名・改姓したとき
  - (3) 退学したとき、事業に従事しなくなったとき
  - (4) 天災、火災その他重大な災害を受けたとき
  - (5) 死亡、または所在不明になったとき
  - (6) その他変更事項があったとき
  
- 2 市社協は、借受人が次の各号の一に該当する場合に、貸付金の全部または一部につき一時返還を請求し、または貸付金の貸付もしくは交付を停止する。
  - (1) 貸付金の使途をみだりに変更し、または他に流用したとき
  - (2) 住所、氏名、世帯状況等の申請内容について虚偽の申請その他不正な手段により貸付を受けたとき
  - (3) 故意に返還金の支払いを怠ったとき
  - (4) 貸付の目的を達成する見込みがないと認められるとき
  - (5) その他、本貸付の主旨に反する事実が認められたとき
  
- 3 市社協と借受人及び連帯保証人との間で、民事調停または民事訴訟の必要が生じた場合には、市社協を管轄とする裁判所を合意裁判所とする。
  
- 4 返還期間内に返還されない場合は、延滞日数に応じ、延滞元金に対し年3%の延滞利子を徴収します。

上記確認事項について承諾しました。

年 月 日

借入申込者氏名



連帯保証人氏名



辞 退 届

年 月 日

社会福祉法人 札幌市社会福祉協議会会長 様

決定番号

住 所

氏 名

電話番号

印

札幌市保育士修学資金の貸付を（一部辞退・全額辞退）するので、届け出ます。

貸付決定期間	年 月 ～ 年 月 ( 年 か月)	貸付決定額	円
交付済期間	年 月 ～ 年 月 ( 年 か月)	交付済額	円
辞退期間	年 月 ～ 年 月 ( 年 か月)	辞退額	円
辞退貸付	修学資金 ・ 入学準備金 ・ 就職準備金		
理由			

就 学 確 認 書

年 月 日

社会福祉法人 札幌市社会福祉協議会会長 様

決定番号

氏 名

印

現在、次のとおり就学を継続していますので、届け出ます。

フリガナ		生年 月日	年 月 日 (才)	
氏名				
住所	〒	電話	固定	
			携帯	
養成施設名			学年	
修学資金 貸付期間	年 月 日 ~		年 月 日	
特記事項				

休学・復学・退学届

年 月 日

社会福祉法人 札幌市社会福祉協議会会長 様

決定番号

住 所

氏 名

電話番号



年 月 日 から休学  
に復学  
に退学

したので、届け出ます。

上記のとおり 休学  
復学  
退学

したことを証明します。

年 月 日

養成施設の名称

及び所在地

養成施設の長（氏名）



## 返 還 協 議 書

年 月 日

社会福祉法人 札幌市社会福祉協議会会長 様

決定番号

住 所

氏 名

連帯保証人 住 所

氏 名

電話番号

印

印

貸付を受けた札幌市保育士修学資金について、下記のとおり返還を希望します。

在学中または卒業した 養成施設の名称		貸付 決定日	年 月 日
貸 付 金 額	円		
貸 付 期 間	年 月 から 年 月まで		
返還理由発生年月	年 月	返還 理由	
返 還 期 間 (貸付期間の2倍 に相当する期間内)	年 月 から 年 月まで ( 回)		
返 還 方 法	月賦	半年賦	一 括
1 回 の 返 還 金 額	円 (最終回 円)		

※連帯保証人の自署と実印が必要です。

# 停学・退学処分届

年 月 日

社会福祉法人 札幌市社会福祉協議会会長 様

決定番号

住 所

氏 名

電話番号

印

年 月 日に 停学  
退学 の処分を受けたので、届け出ます。

上記のとおり 停学  
退学 の処分をしたことを証明します。

年 月 日

養成施設の名称

及び所在地

養成施設の長 (氏名)

印

## 修学資金返還猶予申請書

年 月 日

社会福祉法人 札幌市社会福祉協議会会長 様

決定番号

住 所

氏 名

電話番号



札幌市保育士修学資金の返還債務の履行の猶予を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

貸付を受けた 資金の種類 (〇をつけてください)	入学準備金	入学年月日	年 月 日			
	就職準備金	卒業年月日	年 月 日			
借入金額	円					
返還残額	円					
猶予を受けようとする期間	年 月 日 から 年 月 日まで ( 月)					
猶予申請の理由	1 貸付契約解除後・貸付期間終了後も引き続き当該養成施設に在学している					
	学校名		年制	年制	学年	年
	入学日	年 月 日	卒業見込年月	年 月 日		
	2 災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由がある いつからどのような状況なのか詳しく記載してください ( )					
3 養成施設卒業後規定された業務に従事することができなかったが、卒業後2年以内に規定する業務に従事する意思がある。						

## 就 職 準 備 金 貸 付 申 請 書

年 月 日

社会福祉法人 札幌市社会福祉協議会会長 様

決定番号

住 所

氏 名

電話番号

印

連帯保証人 住 所

氏 名

電話番号

印

保育士修学資金のうち、就職準備金を申込みます。

養 成 施 設 名	( 学 年 )	養成施設 入学日	年 月 日
就 職 準 備 金 借 入 申 請 額	円 (上限200,000円) ※借入金額は、1,000円未満は切り捨てて記入します。		
修学資金借入期間	年 月 から 年 月まで		
修学資金借入金額	円 (すでに借入している額)		

	使 途	金 額
就職準備金の使途		円
		円
		円
		円
		円
	合 計	円

※添付書類として、養成施設が発行する卒業見込証明書・内定通知書が必要です。

※使途の例

- ・ 保育所等への就職により転居が伴う場合の転居費用 (礼金・仲介手数料含む)
- ・ 保育所等で使用する被服費
- ・ 保育所等への通勤に使用する自転車等の購入費 (注：自動車購入・ガソリン代は不可)

卒業 ( 修了 ) 届

年 月 日

社会福祉法人 札幌市社会福祉協議会会長 様

決定番号

住 所

氏 名

電話番号



次のとおり養成施設を卒業したので、届け出ます。

1 養成施設の名称

2 卒業年月日 年 月 日

上記のとおり卒業したことを証明します。

年 月 日

養成施設の名称

及び所在地

養成施設の長 (氏名)



資 格 登 録 届

年 月 日

社会福祉法人 札幌市社会福祉協議会会長 様

決定番号

住 所

氏 名

電話番号



次のとおり保育士登録をしたので、関係書類を添えて届け出ます。

1 登録年月日 年 月 日

2 登録番号

※保育士証の写しを添付してください。

# 業 務 開 始 届

年 月 日

社会福祉法人 札幌市社会福祉協議会会長 様

決定番号

住 所

氏 名

電話番号



次のとおり規定された業務を開始したので、届け出ます。

- 1 業務開始年月日 年 月 日
- 2 業務に従事する施設等の名称及び所在地並びに職種

名 称	
所 在 地	〒 _____ 電話番号
職 種	
勤務時間	1週間あたり20時間以上勤務している

※雇用契約書の写しを添付してください。

上記のとおり業務を開始したことを証明します。

年 月 日

施設等の名称  
及 び 所 在 地  
施設等の長 (氏名)



就 業 確 認 書

年 月 日

社会福祉法人 札幌市社会福祉協議会会長 様

決定番号

住 所

氏 名

電話番号



現在、次のとおり就業を継続していますので、届け出ます。

フリガナ			
氏 名	生年 月日	年 月 日 (才)	
施設等 名 称	種別		
施設等 所在地	〒 _____ 電話番号		
就業期間	____年 ____月 ____日 ~ ____年 ____月 ____日 (うち、休職期間) ____年 ____月 ____日 ~ ____年 ____月 ____日 まで ※休職期間には、産休、育休、介護休暇を含む		
就業時間	1週間あたり20時間以上勤務している		
職 種 業務内容			
特記事項			

## 修学資金返還債務免除申請書

年 月 日

社会福祉法人 札幌市社会福祉協議会会長 様

決定番号

住 所

氏 名



電話番号

札幌市保育士修学資金の返還債務の免除を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

卒業した養成施設の名称		卒業年月日	年 月 日
		保育士登録年月日	年 月 日
貸付を受けた金額	円 (※入学準備金・就職準備金含む合計)		
返還済額	円		
未返還額	円		
免除申請額	円		
免除申請の理由			
規定された業務に従事した施設等の名称	職 種	業務に従事した期間 ※休職期間は含まない	
①		年 月 日から	年 月 日まで
②		年 月 日から	年 月 日まで
③		年 月 日から	年 月 日まで
④		年 月 日から	年 月 日まで
返還猶予期間	年 月 日から		年 月 日まで

業 務 従 事 期 間 証 明 書

氏 名	
採用年月日	年 月 日
雇用形態	正職員・常勤(正職員以外)・非常勤・パート・アルバイト・日雇い
業務内容 (詳細に)	
施設等種別・職種	
勤務地	施設名： _____
勤務日数 (基本勤務時間)	1 週間あたり 2 0 時間以上勤務している
業務従事期間	_____年_____月_____日 から _____年_____月_____日 まで  (うち、休職期間) _____年_____月_____日 から _____年_____月_____日 まで  ※休職期間には、産休、育休、介護休暇を含む
<p>上記のとおり業務に従事していたことを証明します。</p> <p>年 月 日</p> <p>(雇用主) 施設名</p> <p>住 所</p> <p>施設長名</p> <p>電話番号</p> <div style="text-align: right; border: 1px dashed black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;">公印</div>	

※勤務地は、札幌市内の指定施設である場合に限ります。

※対象施設の勤務が複数ある場合は、施設ごとに書類が必要となります。

# 業務廃止届

年 月 日

社会福祉法人 札幌市社会福祉協議会会長 様

決定番号

住 所

氏 名

電話番号



次のとおり規定された業務に従事しなくなったので、届け出ます。

1 業務廃止年月日 年 月 日

2 業務に従事していた施設等の名称及び所在地並びに職種

名 称	
所 在 地	〒 _____ 電話番号
職 種	

※様式第19号「業務従事期間証明書」を添付してください。

## 業務従事施設等変更届

年 月 日

社会福祉法人 札幌市社会福祉協議会会長 様

決定番号

住 所

氏 名

電話番号



次のとおり業務に従事する施設等または職種を変更したので、届け出ます。

1 変更事項

区 分	変 更 前	変 更 後
施設等の名称		
施設等の所在地	〒 _____	〒 _____
職 種		

2 変更年月日 年 月 日

3 添付書類

- (1) 様式第19号「業務従事期間証明書」
- (2) 転職先の雇用契約書等の写し

死亡・行方不明等届

年 月 日

社会福祉法人 札幌市社会福祉協議会会長 様

(届出者)

氏 名



(続柄 )

住 所

電話番号

次のとおり社会福祉法人札幌市社会福祉協議会保育士修学資金の貸付を受けた者の状況を報告します。

1 貸付を受けた者 (借受人・連帯保証人)

決 定 番 号	
住 所	〒 _____
氏 名	

2 死亡等の日 年 月 日

※死亡届 (写)または住民票除票 (マイナンバーの記載のないもの) を添付してください。

# 住所・氏名等変更届

年 月 日

社会福祉法人 札幌市社会福祉協議会会長 様

決定番号

住 所

氏 名

電話番号



次のとおり変更したので、関係書類を添えて届け出ます。

## 1 変更事項

区 分	変 更 前	変 更 後
住 所	〒 _____	〒 _____
フリガナ		
氏 名		
そ の 他		

2 変更年月日 年 月 日

## 3 添付書類

- (1) 住所変更の場合は、発行後3か月以内の住民票（マイナンバーの記載がなく、世帯主の氏名、本籍、筆頭者、変更事項が全て記載されているもの）の写し
- (2) 氏名変更の場合は、戸籍抄本
- (3) その他の場合は、変更したことがわかる書類

連帯保証人変更届

年 月 日

社会福祉法人 札幌市社会福祉協議会会長 様

決定番号

住 所

氏 名

電話番号



次のとおり連帯保証人を変更したいので、届け出ます。

1 新連帯保証人情報

フリガナ			男・女	電話	固定	
氏名					携帯	
住所	〒 -				申込者との関係	
生年月日	年 月 日( 歳)	世帯人数	人	前年收入	約 万円	
勤務先名称			勤務先住所			

2 変更理由

\_\_\_\_\_

誓 約 書

年 月 日

社会福祉法人 札幌市社会福祉協議会会長 様

私は、社会福祉法人札幌市社会福祉協議会保育士修学資金について、返還債務を本人と連帯して負担します。

連帯保証人 氏 名



連帯保証人 住所・氏名等変更届

年 月 日

社会福祉法人 札幌市社会福祉協議会会長 様

決定番号

住 所

氏 名

電話番号



次のとおり連帯保証人の状況に変更があったので、届け出ます。

1 変更事項

区 分	変 更 前	変 更 後
住 所	〒 _____	〒 _____
フリガナ		
氏 名		
そ の 他		

2 変更年月日 年 月 日

3 添付書類

- (1) 住所変更の場合は、発行後3か月以内の住民票（マイナンバーの記載がなく、世帯主の氏名、本籍、筆頭者、変更事項が全て記載されているもの）の写し
- (2) 氏名変更の場合は、戸籍抄本
- (3) その他の場合は、変更したことがわかる書類

《 問い合わせ・送付先 》

社会福祉法人 札幌市社会福祉協議会

地域福祉課生活福祉係（保育士修学資金担当）

〒060-0042

札幌市中央区大通西 19 丁目 1-1 社会福祉総合センター3 階

TEL (011) 614-0169



上記二次元バー  
コードより各様  
式の出力が可能  
です。

札幌市社会福祉協議会 保育士修学資金貸付

検索